

諮詢番号：平成31年度諮詢第7号

答申番号：平成31年度答申第10号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年1月1日現在で神戸市 [] に住民登録し、同所に住所を有する個人である。
- 2 処分庁は、平成29年6月12日付で、審査請求人の平成29年度の市民税及び県民税（以下「市民税等」という。）を賦課する旨の決定（以下「29年度賦課処分」という。）をし、市民税・県民税税額決定（納税）通知書（通知書番号[]）により、審査請求人に通知した。
- 3 処分庁は、平成30年6月12日付で、審査請求人の平成30年度の市民税等を賦課する旨の決定（以下「30年度賦課処分」という。）をし、市民税・県民税税額決定（納税）通知書（通知書番号[]）により、審査請求人に通知した。
- 4 処分庁は、審査請求人が別表の市税の区分の欄に掲げる市民税等を別表の納期限の欄に掲げる日までに完納しなかったため、別表の督促状発送日の欄に掲げる日付で、審査請求人に督促状を送付した。
- 5 処分庁は、審査請求人が平成30年11月9日（以下「本件差押処分日」という。）において、別表の差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる

徴収金を完納しなかったため、同日、審査請求人が [] に対して有する定期預金の払戻請求権の差押え（以下「本件差押処分」という。）を行った。

6 審査請求人は、平成30年12月13日、29年度賦課処分及び30年度賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）並びに本件差押処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) これまで何十年間も国税・地方税共に非課税だったものが、平成31年3月、何故か突然、29年度に遡及して課税対象に見做されたことに対して、処分庁宛に正式文書を発信し、その事由について説明を求めたところ、一切応答なく、ただ処分催告が届くのみで、差押が施行された。
- (2) 過年度の課税・納付状況の推移は、次のとおりである。

年度	国 税	地 方 税
25	非課税	非課税
26	非課税	非課税
27	6,000円還付	非課税
28	2,000円還付	非課税
29	2,000円納付	75,300円課税
30	875円還付	34,800円課税（1・2期分）

- (3) 収入が年金のみの場合、国税は所得税を天引控除して支給。地方税は何を根拠として併賦課税を行うのか。
- (4) 国税が非課税又は定額の場合、今回の地方税7万円との賦課対比
- (5) 年金収入220万円に対し、高齢に伴う身体障害に加えて、医療費、入院費等で年金額を超える支出が現実に発生し、蓄財がない場合、当然借財して利息ともなれば納税不可である。

(6) 高齢のため次々と派生する病歴とそれに伴う医療費・入院費の負担が生計に重くのしかかり、経済的に苦悩している。加えて、今回の差押処分は、精神的にも甚だしく衝撃を受けた。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件賦課処分について

本件賦課処分は、審査請求人に平成28年中に2,251,698円及び平成29年中に2,250,212円の公的年金収入があったことを前提として税額が算定され行われたものであるところ、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県条例」という。）及び神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）に基づき適法に行われたものと認められる。

(2) 本件差押処分について

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、滞納処分に着手しなければならないとされている（法第331条、第334条、条例第17条）。

処分庁は、審査請求人が別表の市税の区分の欄に掲げる市民税等を別表の納期限の欄に掲げる日までに完納しなかったため、別表の督促状発送日の欄に掲げる日付で、審査請求人に督促状を送付したが、各督促状発送日から10日以上が経過した日である本件差押処分日において、別

表の差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる徴収金を完納しなかつたため、同日、本件差押処分を行ったものであり、本件差押処分は法及び条例に基づき適法に行われたものであると認められる。

(3) この点、審査請求人は、年金収入220万円に対し、高齢に伴う身体障害に加えて、医療費、入院費等で年金額を超える支出が現実に発生し、蓄財がない場合、当然借財して利息ともなれば納税不可であり、高齢のため次々と派生する病歴とそれに伴う医療費・入院費の負担が生計に重くのしかかり、経済的に苦悩していると主張している。係る状況下で行われた本件賦課処分及び本件差押処分は、審査請求人にとって酷であり、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、地方団体の長は、道府県民税及び市町村民税並びにその延滞金額について、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、申請に基づき減免することができる（法第45条及び第323条）。また、地方団体の長は、地方税一般について、納税者が病気にかかる等して納付ができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予することができる（法第15条第1項）。そして、これらの条文に基づき、県条例及び条例においても道府県民税及び市町村民税の減免及び徴収猶予に関する規定が置かれている。

審査請求人の資産を含めた具体的な経済状況は明らかではないが、仮に上記減免及び徴収猶予の規定の適用要件を満たす状況にあるのであれば、審査請求人においてその適用を申請することが可能であることを踏まえると、同人が経済的に苦悩していることのみを理由に本件賦課処分及び本件差押処分を違法又は不当と評価することはできない。

第5 調査審議の経過

令和元年6月14日 第1回審議

令和元年7月12日 第2回審議

令和元年 8月 5日 第3回審議

令和元年 9月 3日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 本件賦課処分について

本件賦課処分は、審査請求人に平成28年中に2,251,698円及び平成29年中に2,250,212円の公的年金収入があったことを前提として税額が算定され行われたものであるところ、法、県条例及び条例に基づき適法に行われたものと認められる。

2 本件差押処分について

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、滞納処分に着手しなければならないとされている（法第331条、第334条、条例第17条）。

処分庁は、審査請求人が別表の市税の区分の欄に掲げる市民税等を別表の納期限の欄に掲げる日までに完納しなかったため、別表の督促状発送日の欄に掲げる日付で、審査請求人に督促状を送付したが、各督促状発送日から10日以上が経過した日である本件差押処分日において、別表の差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる徴収金を完納しなかったため、同日、本件差押処分を行ったものであり、本件差押処分は法及び条例に基づき適法に行われたものであると認められる。

3 この点、審査請求人は、年金収入220万円に対し、高齢に伴う身体障害に加えて、医療費、入院費等で年金額を超える支出が現実に発生し、蓄財がない場合、当然借財して利息ともなれば納税不可であり、高齢のため次々と派生する病歴とそれに伴う医療費・入院費の負担が生計に重くのしかかり、経済的に苦惱していると主張している。係る状況下で行われた本件賦課処分及び本件差押処分は、審査請求人にとって酷であり、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、地方団体の長は、道府県民税及び市町村民税並びにその延滞金額について、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、申請に基づき減免することができる（法第45条及び第323条）。また、地方団体の長は、地方税一般について、納税者が病気にかかる等して納付ができないと認めるとときは、申請に基づき徴収を猶予することができる（法第15条第1項）。そして、これらの規定に基づき、県条例及び条例においても道府県民税及び市町村民税の減免及び徴収猶予に関する規定が置かれている。

審査請求人において上記の減免及び徴収猶予を申請し、その決定を受けたという事実もない本件においては、本件賦課処分及び本件差押処分を違法又は不当と評価することはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件賦課処分及び本件差押処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件賦課処分及び本件差押処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

(別表) 略